

令和３年度 香中研研究主題

１ 研究主題の変遷

～１４年度

人間性豊かで、たくましく生きる生徒の育成をめざした中学校教育の在り方

平成１５～１７年度

人間性豊かで、主体的・創造的に生きる生徒の育成をめざした中学校教育の在り方

平成１８年～２３年度

豊かな学びを求め、主体的・創造的に生きる生徒の育成をめざした中学校教育の在り方

平成２４年～令和２年度（研究主題を生徒像から、個々の教師像や学校像に変更）

教職員一人一人の資質能力と意欲の向上を図り、学校の教育力を高める研究会活動

令和３年度（案）～

未来社会を切り拓く、生きる力を育む中学校教育の在り方

【研究主題見直しの背景】

本研究会は、平成２４年度より研究主題を、目指す生徒像から個々の教師像や学校像に変更して９年間の研究を進めてきた。それには次のような背景があったからである。①教職員の高齢化と大量退職を目前に控え、ベテラン教員の専門的知識やスキルの伝承を急がねばならなかった。②研究会離れの傾向から、教職員の研究会活動への参加を促す。③校内研修の時間が確保しにくい中学校において、香中研の研究活動を学校に生かす必要がある。

こうした状況と課題から、個々の研究団体としての性格をより明確に打ち出し、加入する全教職員、全中学校に研究会の一員であることや役割の自覚を促して研究会活動の活性化を図ることをねらって研究主題を目指す教師像に変更したのである。この研究主題のもとでの９年間の取組により、ねらいに対する成果が見られたことは確かである。

そして、令和３年度から新しい学習指導要領が全面実施となるこのタイミングで、いま一度研究主題を目指す生徒像の視点で見直すこととした。それは、今回の学習指導要領が、生徒たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を明確にし、一層確実に育成することを目指して改訂されたという背景があるからである。

【新学習指導要領が目指すもの】

予測が困難な時代において、子供たちに求められる資質・能力とはどのようなものであろうか。新学習指導要領では、育成を目指す資質・能力を明確にするために、学校教育がこれまでその育成を目指してきた「生きる力」をより具体化し、「何ができるようになるか」という観点から「実際の社会や生活で生きて働く知識・技能の習得」、「未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性等の涵養」の三つの柱に整理した。また、その育成のため、「主体的・対話的で深い学び」の視点から学習過程の改善を図り、質の高い学びを実現させる教育課程の実現を目指すことが示された。

【香川県の目指す学校教育】

本県においても、「香川県の新しい指導体制の在り方について」において、これまで取り組んできた

「個に応じた細かな指導」を継承しつつ、変化の激しい予測困難な時代の中でも通用する確かな学力を身に付けるため、自分のよさや可能性を認識して個性を生かしつつ、多様な他者を価値ある存在として尊重し、協働して様々な課題を解決していく学び（「個を活かす協働的な学び」）を充実させる取組の方向性が示されている。

【目指す生徒像と研究主題の設定】

これらのことを踏まえ、本研究会では目指す生徒像を「急激な社会の変化に主体的に関わり、自らの可能性を発揮し、他者と協働しながら、よりよい社会の創り手となる生徒」とした。

そして、このような生徒を育成するために、学校全体としてカリキュラム・マネジメントに努めることが求められていることから、研究主題を「未来社会を切り拓く、生きる力を育む中学校教育の在り方」として研究を進めることとした。

生きる力とは…

「変化が激しく、新しい未知の課題に試行錯誤しながらも対応することが求められる複雑で難しい次代を担う子供たちにとって、将来の職業や生活を見通して、社会において自律的に生きるために必要とされる力。（中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（平成 20 年 1 月 17 日）」）

平成 8 年 7 月の中央教育審議会答申（「21 世紀を展望した我が国の教育の在り方について」）は、変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」とであると提言した。

カリキュラム・マネジメントとは…

各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（中学校指導要領第 1 章総則第 1 の 4）

【今後の研究推進について】

- （1） 学習指導要領のねらいや考え方等を踏まえて研究を推進するとともに、研究組織、研究内容、研究方法の改善を図り、より充実した研究を推進する。
- （2） 各郡市研究会を母体とした研究体制の下に、研究の継続を重視し、互いに緊密な連絡を取りながら実践的・組織的研究を推進する。
- （3） 上記の主題に基づき、次年度以降の研究の方向を見通しながら、年度ごとの成果と課題を踏まえて研究計画を立て、研究を推進する。